

益田市林地等崩壊対策事業補助金制度

◆制度の概要

人の居住する家屋に影響を及ぼす斜面の崩落等の復旧が必要な場合に必要な経費の一部を助成します。これにより、復旧及び定住の促進に資することを目的とします。

◆事業の対象

- ①災害により発生した斜面の崩落・崩壊等の復旧事業であること。
- ②復旧事業が、県の林地崩壊対策事業の採択基準以下であること。
- ③災害により、直接被害を受けた、もしくは被害を受ける恐れがある人の居住する家屋(家屋と一体的に活用されている納屋又は倉庫も含みます)であること。
- ④国・県による災害復旧事業外であること。

◆補助金額について

- ①補助対象経費の1/2以内。（※補助金の限度額は、50万円）
- ②ただし、所得により次の区分にて計算する。

住民税の非課税世帯	事業費の1/2以内
世帯の中で最高所得者の住民税課税標準額が250万円未満の世帯	(事業費－5万円)×1/2以内
世帯の中で最高所得者の住民税課税標準額が250万円以上の世帯	(事業費－10万円)×1/2以内

◆利用できる方

家屋に居住する者で、地権者その他の関係人の承諾を得て、復旧事業を行う者。
(ただし、市税の滞納がない者。)

手続きの詳細は、裏面をご覧ください。

補助金交付手続きの流れ

